

EU司法裁判所民事手続規則関係 判例概観（2022年）^{1,2}

元法科大学院教授 野村 秀敏

I ブリュッセルIa規則

1 ブリュッセルIa規則の適用範囲

第1条① 本規則は、裁判権の種類にかかわらず、民事及び商事事件において適用される。本規則は、特に租税及び関税事件並びに行政法上の事件又は主権の行使の枠内における作為若しくは不作為に関する国家の責任（主権的行為）には適用されない。

② 省 略

- (1) 官庁の私人に対する競争制限的行為の確認等を求める訴えの民商事事件性 (EU 司法裁判所 2022年12月22日判決——Eurelec Trading, Case C-98/22, ECLI:EU:C:2022:1032)

1 「EU司法裁判所民事手続規則関係判例概観」の2015年分から2019年分は、野村秀敏編著『最新EU民事訴訟法判例研究Ⅱ』269頁～486頁（信山社・2022年）に、2020年分と2021年分は、それぞれ、同「EU司法裁判所民事手続規則関係判例概観（2020年）」専修ロージャーナル17号267頁～319頁（2021年）と同「EU司法裁判所民事手続規則関係判例概観（2021年）」専修ロージャーナル18号185頁～231頁（2022年）に掲載。

2 本稿で取り上げるEU司法裁判所の民事手続規則関係の判例のほか、同裁判所の国際私法関係の判例、国際家族法と国際相続法関係の判例、EUにおける民事司法協力の展開、民商事法分野におけるEUの立法作業の現状、EUの立法に対応するためのドイツの国内立法、ハーグ国際私法会議の動向を2022年に関して広く概観する論文として、Mansel/Thorn/Wagner, *Europäisches Kollisionsrecht 2022: Bewegung im internationalen Familienrecht*, IPRax 2023, 109.

【判 旨】

ブリュッセルIa規則1条1項は以下のように解釈される。この規定の意味における「民事及び商事事件」の概念は、当該官庁が私人間の関係に適用される一般規律とは異なる訴えないし調査権限を行使する場合には、ある加盟国の官庁の、他の加盟国に本拠を有する企業に対する、前者の加盟国に所在する供給者への競争制限的行為の確認、処罰と差止を目的とする訴えを把握しない。

【事実の概要】

E社はベルギーに本拠を有するベルギー法上の法人であり、ELグループとRグループ（フランス法上乃至ドイツ法上の小売業者の協同組合）によって設立され、価格交渉および仕入れセンターの役割を果たしている。S社もベルギーに本拠を有するベルギー法上の法人であり、EとELグループのフランスとポルトガルの各地域仕入れセンターの間の仲介業務に従事したり、Eのために管理および技術的なサービスを提供している。また、GALECとACDLECも、Eのために活動している関係団体である。

2016年から2018年の間にフランスの経済・金融大臣によって実施された検査の結果、Eは、フランスに所在する供給者に対して、フランス商法の規定に違反して、反対給付なしに値下げを強い、フランス法を回避するための、それらの中に締結された契約へのベルギー法の適用を指示したとの疑いが生じた。経済・金融大臣によると、上記のようなEの行為は上記の検査と、GALECとACDLECの事業所における文書の押収によって明らかになったものであり、そこで、同大臣は、2019年に、フランス商法の所定の規定に従って、パリ商事裁判所にE、S、GALECとACDLECに対する訴えを提起し、問題の行為によって、取引の相手方に、当事者の権利・義務に相当な不均衡を生じさせる義務が課されたことの確認、当該相手方に対してこの行為を停止すべき旨の命令、および、民事罰の支払の命令を求めた。これに対し、EとSとは、それらの本拠はベルギーにあるとの理由でフランス裁判所の管轄を争ったが、パリ商事裁判所は2021年の中間判決によりこの抗弁を却下した。Eらがこの判決に対してパリ控訴院に控訴を提起したところ、控訴審では、本件訴えがブリュッセルIa規則1条1項の「民事商事事件」に該当し、同規則の適用を受けるかが争いとなった。そこで、パリ控訴院はこの問題をEU司法裁判所に付託した。

【研 究】

本判決は、一定の要件の下に、官庁が私人に提起した、後者の行為が法律に違反

する競争制限的行為に該当する旨の確認等を求める訴えはブリュッセル I a 規則 1 条 1 項の「民商事事件」に該当しないとしたものである。

本判決はまず、先例 (Judgment of 16 July 2020, *Movic and Others*, C-73/19, EU: C:2020:568, paras. 35 to 37, 62 and 63³) を引用しつつ、国家官庁の私人に対する訴えに関する次のような一般論を確認する。すなわち、そのような訴えは、官庁が高権的権能を行使しているときは民商事事件とは言えず、それは、官庁が私人間に妥当する一般規律とは異なる権能を行使するからである。ここから、民商事事件該当性の判断のためには、訴訟の当事者間の法律関係と当該訴訟の対象が探究されるべきか、あるいは選択的に、当該訴えの基礎とその提起の態様が検討されるべきであるということになる。したがって、ある加盟国の、他の加盟国に所在する事業者に対する、当該官庁が、違法かつ不法な取引実務となる違反の存在の確認等を求める訴えは、民商事事件の概念の下に入るが、そのことは、問題の官庁の公務員によって作成された調書によって将来の違反の存在を確認する権能の付与を求める申立てに関しては当てはまらない。なぜなら、そのような申立ては、私人間に妥当する一般法規定とは異なる権能に関わるからである (本判決理由第 21 節～第 25 節)。

本判決は以上を踏まえて本件事案の検討に進み、まず、フランスの公的な経済秩序の防御を対象としている基本手続の訴えは、事務所等の搜索と文書の押収によって得られた証拠に基づいて提起されたものであり、そのような調査権能は一般的な法規定によっては認められないものである旨を指摘する。なぜなら、そのような権能は私人によっては行使されえないものであり、関係国内規定によると、そのような措置の実施に抵抗する者は自由刑と罰金とに処せられることになるからである。また、基本手続の訴えで問題となっているフランス商法に従って課されるうる民事罰は、裁判所によって課されるが、そのためには経済・金融大臣と検察官の申立てが必要であり、競争制限的行為の被害者は、損害賠償と当該行為の停止または関係条項の無効宣言のみを訴求しうるとされていることも指摘する (本判決理由第 26 節・第 27 節)。

次に、本判決は、先に引用した先例 (*Movic* 事件判決) の事案では、官庁は、問題の企業に対する罰金の賦課を申し立てておらず、関係の私人や消費者保護団体でも申し立てることのできる違反行為の差止のみを申し立てていたに過ぎなかったという、本件事案との相違も指摘する (本判決理由第 28 節)。

3 この判決については、野村・前掲注 (1) 「概観 (2020 年)」 273 頁以下参照。

2 裁判管轄

第7条 加盟国の領域内に住所を有する者は、以下のときは、それぞれ当該箇所に定める他の加盟国の裁判所において訴えられうる。

1. a) 契約又は契約に起因する請求が手続の対象となっているときは、義務が履行された又は履行されるべき地の裁判所
- b) 本規則の意味において——かつ、別段の合意のない限りにおいて——義務の履行地とは、以下の地をいう。
 - 省 略
 - 役務の提供については、それが契約に従って行われた又は行われるべきであった加盟国の地
2. 不法行為若しくは不法行為に等しい行為、又はそのような行為に起因する請求が手続の対象であるときは、損害をもたらす出来事が発生した又は発生するおそれのある地の裁判所
- 3.～7. 省 略

(2) 乗継便による国際航空運送の中継地と義務履行地の特別管轄（EU司法裁判所 2022年2月3日判決——LOT Polish Airlines, Case C-20/21, ECLI:EU:C:2022:71⁴⁾

【判 旨】

ブリュッセル Ia 規則 7 条 2 号 b 第 2 段落は以下のように解釈される。フライトが、全旅程についての確認された単一の予約によって特徴付けられ、別々の航空会社によって運送が実施される二つ又は複数の部分に分けられる場合、最初のフライト部分の到着地は、APR 規則に基づく補償金支払請求訴訟が、出発の遅延によるこの部分のフライトの遅れのみを根拠とし、その実施を委ねられた航空会社に向けているときは、この規定の意味における「履行地」と性格付けすることはできない。

【事実の概要】

JWらは、LH社の許で、単一の予約によって、2019年4月27日のワルシャワ（ポーランド）発、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）経由、マレ（モルディブ）行き航空便の座席を確保した。フライトの最初の部分（ワルシャワ・フランクフル

4 本判決の判例研究として、Staudinger, jurisPR-IWR 3/2022 Anm. 3; Bernard, RIW, 2022, 317.

ト間)はLT社によって行われたが、その際の出発の遅延のためにフランクフルトへの到着も遅れた。そのため、JWらは予定されたマレ行きのLHの航空便に乗ることができず、振替便でのマレへの到着は予定より4時間以上遅れることとなった。そこで、JWらは、LTを相手取って、APR規則に基づく補償金(と弁護士費用)の支払を求める訴えを、フランクフルト区裁判所に提起した。

区裁判所は自己の管轄権を否定して訴えを却下したが、控訴審のフランクフルト地裁は、最初のフライトの到着地であるフランクフルトがブリュッセルIa規則7条1号bの意味における義務の履行地といえるかを問題として、EU司法裁判所に付託した。

【解説】

本判決は、APR規則⁵に基づく航空旅客の補償金請求訴訟において、全旅程が別々の航空会社によって実施される複数のフライトからなる場合、原則として、途中の中継地は上記規定の意味における義務履行地とは言えない(事情によっては、言いうる余地もある)としたものである。

本判決はまず、複数のフライト部分からなる航空機での旅行で遅延があった場合における、実施航空会社に対する、航空旅客のAPR規則に基づく補償金請求は上記規定の意味における「契約に起因する請求」の概念の下に入る、複数の加盟国の複数の地で役務給付がなされるときは、原則として、当該契約と管轄裁判所との間に最も密接な結び付きが存在する地が履行地であり、一般には、それは、契約の規定自体から導かれる主たる役務提供の地であるとした先例(Judgment of 7 March 2018, flightright, C-274/16, C-447/16 and C-448/16, EU:C:2018:160, paras. 65 and 67⁶)を確認する(本判決理由第15節・第17節)。

さらに先例は、当該航空旅客の契約の相手方である航空会社によって実施される二つの加盟国間の直接的な航空便の場合には、出発地と到着地の双方を役務提供の義務履行地と見うるとしていた(Judgment of 9 July 2009, Rehder, C-204/08, EU:C:2009:439, paras. 43 and 47⁷)。また、フライトが、全旅程についての確認された単一の予約によって特徴付けられ、別々の航空会社によって運送が実施される2つ又は複数の部分に分けられる場合、最初のフライトの出発地(Order of 13 February

5 この規則については、野村・前掲注(1)「概観(2020年)」283頁注19参照。

6 この判決については、野村編著・前掲注(1)403頁以下参照。

7 この判決の詳細については、野村秀敏「国際航空運送と義務履行地の裁判籍」野村秀敏=安達栄司編著『最新EU民事訴訟法判例研究I』251頁以下(信山社・2013年)参照。

2020, flightright, C-606/19, EU:C:2020:101, para. 36⁸) も最後のフライトの到着地 (Judgment of 7 March 2018, flightright, C-274/16, C-447/16 and C-448/16, EU:C:2018:160, para. 73) も義務履行地であり, しかも, それは, APR 規則に基づいて提起された補償金請求の訴えが当該の部分のフライトを委ねられた航空会社に向けられているか, この航空会社ではない当該航空旅客の契約の相手方に向けられているかに関係しないとしていた (本判決理由第19節)。

本判決は, 本件事案に関しては, 補償金支払請求訴訟は出発の遅延による最初のフライト部分の遅れのみを根拠としており, そのフライトの出発地は, 契約の対象である役務給付が主として提供された地の一つであって, それでもって, ブリュッセル Ia 規則 7 条 1 号が要求する契約と裁判所との間の緊密な結び付きがあることになると指摘する (本判決理由第20節)。

しかし, ここで問題とされているのは, 最初のフライト部分の到着地 (途中の中継地) である。そして, 本判決は, 先に摘示した先例の「複数の加盟国の複数の地で役務給付がなされるときは, 原則として, 当該契約と管轄裁判所との間に最も密接な結び付きが存在する地が履行地であり, 『一般には』, それは, 契約の規定自体から導かれる主たる役務提供の地である」との叙述の二重括弧部分は, 他の先例 (Judgment of 9 July 2009, Rehder, C-204/08, EU:C:2009:439, para. 38) では『特に』となっており, これは『特に』以下は例示に過ぎないことを示しているとする (本判決理由第22節・第23節)。したがって, 中継地が義務履行地と見做される可能性が初めから排除されることはないことになる。もっとも, 付託裁判所は, 本件契約のどのような要素が, 本件手続の適切な形成との関連で, 本件事案と付託裁判所との間に密接な結び付きを根拠付けうるのかを何ら指摘していないが, そのような指摘なしには, 最初のフライトの出発地さえも「履行地」とは言えないとする (本判決理由第24節)。

第8条 加盟国の領域内に住所を有する者は, 以下のときも, それぞれ当該箇所
所に定める他の加盟国の裁判所において訴えられうる。

1. 省 略
2. 担保請求の訴え (フランス法等にある担保義務者に対する強制参加の申立

8 この決定については, 野村・前掲注 (1) 「概観 (2020年)」 282 頁以下参照。

て——訳者)が問題であるとき又は参加の訴えが問題であるときは、本案訴訟の裁判所。ただし、訴えが、この者について管轄権を有する裁判所の管轄を妨げるためにのみ提起されたときは、この限りではない。

3・4. 省 略

- (3) 外国の親会社の親会社に対する倒産孫会社の債権者の不法行為債権と不法行為地の特別管轄、担保請求の訴えの特別管轄 (EU司法裁判所2022年3月10日判決——BMA Nederland, Case C-498/20, ECLI:EU:C:2022:173⁹⁾)

【判 旨】

- ① ブリュッセルIa規則7条2号は以下のように解釈される。その親会社の親会社がその債権者に対する配慮義務に違反したために、その債権を満足させることができない会社の本拠の地の裁判所は、この会社の倒産管財人が、その法律上の役割の枠内において、倒産財団の換価のために、債権者の全体の利益において、だがその名においてではなく提起した、不法行為若しくは不法行為に等しい行為、又はそのような行為に起因する請求を理由とする損害賠償請求の集団訴訟の裁判について管轄する。
- ② 付託問題①は、基本手続において、ある財団が債権者の集会的利益を代表するために活動し、この目的のために提起された訴えが債権者の個別的な事情を考慮に入れない場合でも、異なったように判断されることはない。
- ③ ブリュッセルIa規則8条2号は以下のように解釈される。本案訴訟の裁判所は、この訴訟について自らに管轄があると宣言した裁判を取り消すときは、参加原告によって提起された訴えについての管轄権を自動的に失う。
- ④ ROM II規則4条は以下のように解釈される。倒産会社の親会社の親会社の配慮義務に基づく損害賠償義務に適用されるべき法は、原則として、倒産会社が本拠を有する国の法であり、それは、それら双方の間の管轄条項を含む融資合意の存在が、同規則4条3項の意味における他の国との明らかなより密接な結び付きを示すことがありうる事情であっても変わらない。

【事実の概要】

BMA NLとその親会社BMA Groepはオランダに本拠のある会社であり、後者

9 本判決の判例研究ないし本判決を契機とする論文として、Brinkmann, EWiR 2022, 306; Schwemmer, IPRax 2023, 149; Schollmeyer, ZGR 2023, 108.

のさらに親会社である BMA AG の本拠はドイツにある。2004 年から 2011 年の間に、BMA AG は、BMA NL に対して総額 3,800 万ユーロの貸付をしたが、その融資契約中では、ドイツ裁判所の管轄とドイツ法を準拠法とする旨が定められていた。2012 年初め、BMA AG は BMA NL に対する融資を中止し、その結果、後者は倒産を宣言され、ZK が倒産管財人に選任された。ZK は、BMA AG に対して、オランダ中央裁判所に、オランダ法上のいわゆる「Peeters/Gatzen 訴訟」を提起した。この訴訟は、不法行為または準不法行為を理由に、倒産管財人が、その名において、倒産会社の債権者に対する加害行為に関与した第三者に対して提起する訴えであり、その結果は総債権者の利益となるものである。また、そのような訴えの裁判のためには、個々の債権者の個別の事情が審理される必要はない。ZK の主張によると、BMA AG が BMA NL に対する融資を停止し、後者の倒産を余儀なくしたのは、BMA NL の全債権者に対する配慮義務に違反したものであって違法であり、BMA AG は BMA NL の債権者に生じた損害を賠償する責任があるという。

上記裁判所は、自己の国際管轄を認めたが、その後、Stichting 財団が、上記基本手続にブリュッセル I a 規則 8 条 2 号に基づいて参加申立てをして認められた。その際、訴えの形式はオランダ民法の団体訴訟の形式によっており、Stichting の目的は、BMA AG の作為・不作為によって害された、または害されるおそれのある BMA NL の債権者の利益を代表する（無担保債権の約 40% を代表する）ことにある。また、その主張する BMA AG が賠償責任を負う理由は ZK 主張のものと同様であるが、ZK とは異なり、BMA AG からの支払は倒産財団ではなく、直接、各債権者になされるべきことを主張している。

上記裁判所は、さらにその後、先に、2015 年 EU 倒産手続規則によって、ZK の提起に係る本案手続の管轄を認めたのは誤りであったとし、改めて、それに関する管轄と Stichting の参加訴訟に関する管轄に関わる問題、および、ROM II 規則 4 条 1 項の損害発生地に関わる問題を EU 司法裁判所に付託した。

【解 説】

主倒産手続を開始した裁判所は、倒産手続に直接由来し、それと密接に関連する訴えについて管轄権を有する（2015 年 EU 倒産手続規則 6 条 1 項）。そうすると、Peeters/Gatzens 訴訟がそのような訴えに該当するかが問題となるが、オランダ中央裁判所はこの点を肯定して自己の管轄を認めたと思われる。ところが、その後、EU 司法裁判所は、この点を否定し、Peeters/Gatzen 訴訟の管轄はブリュッセル I a 規則によって判断されると判示した¹⁰。そのため、オランダ中央裁判所は先の自己

の判断は誤りであったとしたと考えられるが、EU司法裁判所の先例は倒産管財人が提起したものではなかった。そこで、判旨①は、倒産管財人の提起したPeeters/Gatzen訴訟との関連において不法行為地管轄の意義を明確にしたものである。

本判決はまず、不法行為地管轄に関する一般論を述べた上で（本判決理由第27節～第30節）、清算株式会社の監査役と株主の会社債務に関する責任追及の訴えとの関係で、会社の業務執行とそのため財務状況が連結している地が不法行為地であり、それは具体的事案では会社の本拠の地であるとした先例（Judgment of 18 July 2013, ÖFAB, C-147/12, EU:C:2013:490, paras. 54 and 55）を指摘する（本判決理由第31節）。そして、これに対応し、本件事案におけるように、その（孫会社の）親会社の親会社がその（孫会社の）債権者に対する配慮義務に違反したために、その債権を満足させることができない会社（孫会社）の倒産管財人による損害賠償訴訟の管轄が問題とされているときは、この地も不法行為地であるということが出発点となるとする。すなわち、本件事案で主張されている配慮義務違反の有無と程度の判断の基礎となる孫会社の財務状況の推移に関する情報は倒産会社の本拠で入手できるということを出発点とすることが許されると指摘する。そして、こう解することが、秩序的な司法、適切な司法形成の意味における訴訟と裁判所間の密接な結び付き、管轄の予見可能性の観点からも適切であると付言する（本判決理由第32節～第34節）。

本判決は次に、倒産会社の個々の債権者に発生した損害は、倒産財団の換価のための、その法律上の役割の枠内における倒産管財人の訴えに対する不法行為地管轄の適用との関係では重要ではないとした先例（Judgment of 11 January 1990, Dumez France and Tracoba, C-220/88, EU:C:1990:8, para. 21）をあげる。そして、このことから、倒産会社の倒産管財人が、その法律上の役割の枠内において、倒産財団の換価のために提起した訴えは、ブリュッセルIa規則7条2号によって、当該会社の本拠の所在地の裁判所の管轄に服するとする（本判決理由第35節・第36節）。その際、そのような訴えには個々の債権者の個別の事情は関わりがなく、したがって、被告第三者は倒産管財人に対して、個々の債権者に対しては提出しうる防御方法を提出しえないことがありうるとの事情は意味を持たないとする。準拠国

10 Judgment of 6 February 2019, NK, C-535/17, EU:C:2019:96. この判決の詳細については、野村秀敏「いわゆるPeeters/Gatzen訴訟と倒産手続の付随的訴訟」野村編著・前掲注(1) 258頁以下参照。

内法に規定された訴訟類型に特有なそのような事情は、7条2号の自律的解釈に影響しえないからである（本判決理由第37節・第38節）。

判旨②は、Stichting財団の参加訴訟があっても、判旨①の判断には影響がないことを明らかにしたものである。すなわち、単なる参加訴訟の参加原告の状況や、準拠法によってそれに与えられた手続法上の特権は、付託裁判所が倒産管財人の訴えについて管轄権を持つかの問題に影響しないからである（本判決理由第42節）。

判旨③の理由として、本案訴訟の裁判所が自己の無管轄を宣言しても、参加訴訟の裁判について管轄権を失わないとすると、二つの加盟国で相互に調和しない裁判が下されないようにするために並行手続をなるべく回避し、秩序的な司法運営の利益において、裁判所と当該訴訟との間の密接な結び付きに基づく管轄を定めるというブリュッセルIa規則8条2号の目的に矛盾するという。参加訴訟のみが残存するとすると、必然的に並行手続となるからである（本判決理由第46節・第47節）。

ROM II規則4条は、不法行為に起因する契約外債務の準拠法を定め、それは原則として損害発生地である国の法であるが（1項）、諸般の事情から、不法行為が1項の国以外の国と明らかにより密接な結び付きを示すということが出て来るときは、準拠法はこの別の国の法となり、そのより密接な結び付きは、特に、当該不法行為との密接な結び付きがある（契約のような）当事者間の既存の法律関係から出て来るであろう（3項）とする。判旨④前半の理由の要点は、倒産会社の債権者の損害は間接損害に過ぎず、その倒産会社の損害こそが直接損害であるという点にある（本判決理由第56節～第61節）。また、判旨④後半の理由の要点は、契約外の責任と、その法が既存の法律関係を規律する国との間に密接な結び付きが存在するかの判断に際しては、裁判所には裁量を与えられているということである（本判決理由第65節）。

第11条① 加盟国の領域内に住所を有する保険者は、以下の裁判所に訴えられる。

- a) 保険者が住所を有する加盟国の裁判所
- b) 他の加盟国において保険契約者、被保険者又は保険金受取人が訴えを提起するときは、原告が住所を有する地の裁判所、又は
- c) 省 略

② 省 略

(4) ブリュッセル I a 規則 11 条 1 項 b の保険事件における国際管轄と土地管轄（EU 司法裁判所 2022 年 6 月 30 日判決——Allianz Elementar Versicherung, Case C-652/20, ECLI:EU:C:2022:514¹¹）

【判 旨】

ブリュッセル I a 規則 11 条 1 項 b は以下のように解釈される。この規定は、それが適用される場合、その管轄区域内に原告が住所を有する加盟国の裁判所の国際管轄も土地管轄も定めている。

【事実の概要】

2017 年 12 月 22 日、A と B とが交通事故によって死亡した。そこで、2020 年 2 月 17 日、全員がルーマニアに住所を有する B の 3 名の遺族 HW らは、オーストリアに本拠を有する責任保険会社 Allianz E（ただし、ルーマニアにおける同社の対応会社 Allianz T によって代理される）を相手取って、その管轄区域内に対応会社の本拠のあるブカレスト（ルーマニア）地裁に損害賠償請求訴訟を提起した。ルーマニア裁判所の管轄の根拠規定はブリュッセル I a 規則 11 条 1 項 b であるが、BW らは、いずれもブカレスト地裁の管轄区域内には住所を有しない。そこで、この規定は国際管轄のみを定めるものか、それと同時に土地管轄をも定めるものかが問題となり、ブカレスト地裁はこの問題を EU 司法裁判所に付託した。

【解 説】

本判決は、ブリュッセル I a 規則 11 条 1 項 b は国際管轄と土地管轄双方を定める規定であるとした。

本判決はまず、規定の文言を問題とし、11 条 1 項 b の「原告が住所を有する地の裁判所」の「裁判所」が、ルーマニア語や英語等の正文では複数になっているが、スペイン語、ドイツ語等の正文では単数となっており（単数であれば、特定の裁判所が指定されるから、土地管轄も定めたことになる）、ここからだけでは回答は導かれなことを指摘する（本判決理由第 35 節）。次いで、11 条 1 項 b の文言は「原告が住所を有する『地』の裁判所」となっているのに対し、1 項 a の文言は「保険者が住所を有する『加盟国』の裁判所」となっていることを指摘する。すなわち、後者とは異なり、前者では特定の場所まで指定されているので、土地管轄まで定められていると解するのに有利であるというのである（本判決理由第 37 節・第 38 節）。7 条の各規定に関する先例のアナロジーからも同様のことが言えるとす

11 本判決の判例研究として、Schröder/Janiel, jurisPR-IWR 5/2022 Anm. 1.

る。たとえば、7条1号b第1段落は契約上の義務履行地の裁判籍を定め、動産売買に関して引渡しが行なされた又は行なされるべきであった加盟国の地の裁判所に管轄を認めているが、これは国際管轄と土地管轄を同時に定めているとするのが先例（Judgment of 3 May 2007, Color Drack, C-386/05, EU:C:2007:262, para. 30）である（本判決理由第39節）。また、このアナロジーは、ブリュッセルIa規則11条1項a・bの前身であるブリュッセル条約8条1項1号・2号に関するジュネール報告書の説明からも確証されるという（本判決理由第40節・第41節）。

本判決は次に、ブリュッセルIa規則11条1項bと同規則の他の規定との関連性を問題とし、同条は被告住所地の加盟国の裁判所の原則管轄に関する例外であり、例外は狭く解釈されるべきこと、同条を含む保険事件の管轄に関する諸規定は管轄の配分に関する独自の体系を形成している（Judgment of 9 December 2021, BT, C-708/20, EU:C:2021:986, para. 26¹²等を引用）ことを指摘する（本判決理由第43節・第45節・第46節）。それ故、11条1項bが、「原告が住所を有する地の裁判所」の確定でもって、その領域内に原告が住所を有する加盟国のすべての裁判所の管轄を根拠付けているということから出発することはできないとする（本判決理由第48節）。

本判決は最後に、ブリュッセルIa規則11条1項bの目的は弱者保護にあり、当該の原告がその管轄区域内に住所を有する裁判所に提訴するだけでなく、それが住所を有する加盟国内のどの裁判所にでも提訴しうる可能性を持つという意味でのフォーラムショッピングを可能にする点にあるのではないという。弱者保護の目的は、被告保険者の住所のある加盟国の裁判所か、その管轄区域内に原告自身の住所のある裁判所に提訴する選択権があることによって達成されているのである（本判決理由第49節・第52節・第53節）。また、こう解することが、秩序的な司法運営、裁判所と訴訟との間の密接な結び付き、管轄の予見可能性の確保という目的にも適うと指摘する（本判決理由第54節・第55節）。

第17条① 消費者である者が、その者の職業又は事業活動と関係あるものとは見做されえない目的のために締結した契約又はそのような契約に起因する請求が手続の対象であり、かつ、以下のいずれかに該当するときは、第6条、

12 この判決については、野村・前掲注(1)「概観(2021年)」208頁以下参照。

第7条第5号のほか、管轄は本節の規定による。

a)～c) 省略

②③ 省略

第21条① 加盟国の領域内に住所を有する使用者は、以下のいずれかの裁判所に訴えられうる。

a) 省略

b) 他の加盟国における

i) 労働者が、そこにおいて又はそこから、通常労務を給付する又は最後に通常労務を給付した地の裁判所、又は

ii) 省略

② 加盟国の領域内に住所を有しない使用者は、第1項bによる加盟国の裁判所に訴えられうる。

(5) 労働者とパトロン合意の相手方である第三者との間の訴訟と個別労働関係の管轄等（EU司法裁判所2022年10月20日判決——ROI Land Investments, Case C-604/20, ECLI:EU:C:2022:807¹³）

【判 旨】

① ブリュッセルIa規則21条1項b(ii)と2項は以下のように解釈される。労働者は、それに対して形式的な労働契約によって拘束されていないが、第三者との労働契約の締結がそれに依存していたパトロン合意に基づいて、当該労働者に対して、この第三者に対する請求権の履行について直接責任を負う、加盟国の領域内に住所を有する又は有しない者を、この者と当該労働者との間に従属関係が存在する場合に、労働者が、そこにおいて又はそこから、最後に通常労務を給付した地の裁判所に訴えることができる。

② ブリュッセルIa規則6条1項は以下のように解釈される。規則21条2項の適用に関する留保は、この21条2項の適用要件が満たされているときには、裁判

13 本判決の判例研究として、Wagner, EuZW 2022, 1065; Ulrici, jurisPR-ArbR 2/2023 Anm. 8; Forst, EWiR 2023, 58; Krebber, EuZA 2023, 312. なお、ブリュッセルIa規則6条1項は、「被告が加盟国の領域内に住所を有しないときは、第18条第1項、第21条第2項及び第24条と第25条を別として、各加盟国の裁判所の管轄はその国の法により定まる。」とし、ROM I規則6条1項は、消費者が企業と結ぶ契約の準拠法を定めるが、その際、消費者概念につき、ブリュッセルIa規則第17条第1項と同趣旨の規定を置いている。

所の管轄に関するこの加盟国の規定が労働者にとってより有利な場合でさえ、加盟国の裁判所にそれを援用することを禁止する。それに対し、規則21条2項の適用要件も、規則6条1項にあげられるその他の規定のそれも満たされていないときは、後者の規定によって、裁判所の管轄を定めるに際してこの加盟国の上記の規定を適用することは、その裁判所の自由である。

- ③ ブリュッセルIa規則17条1項、ROM I規則6条1項は以下のように解釈される。職業又は事業活動との概念は、独立した活動だけではなく、従属的な仕事も含む。労働者と、労働契約にあげられていない使用者との間で結ばれた、この者が当該労働者に対して、労働契約上の使用者に対する請求権について責任を負う旨の合意では、この規定の適用に関しては、職業若しくは事業活動又はそのような活動の目的との関連性なしに、かつそれとは関係なしに締結されたであろう契約が問題となっているとは言えない。

【事実の概要】

FD（住所・ドイツ）は、不動産取引を行うR社（本拠・カナダ）のために、2015年9月以降、代理権を有する投資家担当副責任者として働いてきた。FDとRとが、その間の契約関係をこれから設立されるスイスの会社に移すことを決定した上で、同年11月に労働関係の遡及的終了を合意した。2016年1月、スイス法に従ってRの子会社であるRS社が設立された。同年2月、FDとRSとの間で、FDがRSのDirectorとして働く旨の労働契約（「本件労働契約」）が締結されたが、そこには、FDに就任一時金として17万米ドルと月額4万2,500米ドルの報酬が支払われる旨の定めがあった。その際には、FDとRは、それらの間の、RがFDに対して、本件労働契約上のRSの義務について直接責任を負う旨の合意（「パトロン合意」）にサインした。

2016年7月、RSが本件労働契約を告知したので、FDは告知の効力を争い、その管轄区域内でFDが通常労務を給付していたシュツットガルト（ドイツ）労働裁判所に、RSを相手として、未払いの就任一時金と報酬の支払を求める前訴を提起した。この訴えは認容されたが、2017年3月にRSの財産に対して破産手続が開始された。そこで、FDは、パトロン合意に基づいて、Rを相手取って、前訴で訴求した金員等の支払を求める訴えを上記裁判所に提起した。同裁判所は、国際裁判管轄の欠缺を理由に訴えを却下したが、控訴裁判所は請求を認容した。上告審であるドイツ連邦労働裁判所は、個別労働契約の特別管轄と消費者事件の特別管轄に関わる問題をEU司法裁判所に付託した。

【解説】

付託問題の第1は、労働者は、労働者と本件事案のような関係のある労働契約の直接の相手方ではない第三者を訴える場合に、ブリュッセルIa規則21条1項b(ii)・2項を援用することができるかを問題にするものであり、判旨①はこれを肯定した。

本判決はまず、これらは個別労働関係に関する規定であるが、労働関係の本質的メルクマールは、ある者が一定期間、他の者のために、その指示に従って、それに対する反対給付として報酬を受け取る給付をする点にあり、形式的な契約がなくとも労働関係は認められうるが、労働関係は労働者と使用者との間の従属関係を前提としているとした先例（Judgment of 11 April 2019, Bosworth and Hurley, C-603/17, EU:C:2019:310, paras. 25 to 27）を指摘する（本判決理由第30節～第32節）。そして、本件事案の事情に即してFDとRとの間の従属関係の有無について審査しなければならないとした上で、その際には、①FDとRとの間にパトロン合意が、RSとの間には本件労働契約が締結された、②本件労働契約前には、FDは別の労働契約によってRに拘束されていた、③問題の労働契約は、RがFDに対してパトロン合意による義務を負わなければ成立することはなかったであろう、④パトロン合意は、労働契約に基づくFDの請求権の履行を保証するものである、⑤これら契約の締結によって、FDがRやRSのために行う活動に何らの変化もなかった、という諸事情が重要であると指摘した上で（本判決理由第34節・第35節）、判旨①のように帰結する。

付託問題の第2は、ブリュッセルIa規則6条1項の原則的な管轄と21条2項に列挙されたその例外としての管轄の関係を問題とするものである。

本判決はまず、21条2項は、特別であるだけでなく、限定的な性格を持つブリュッセルIa規則第2章第5節（「個別労働契約」）に位置し、それ故、個別労働関係に関する訴訟は同節の定める管轄裁判所に提起されるべきこと、その変更・補足のためには明文規定が必要であることを指摘した先例（Judgment of 22 May 2008, Glaxosmithkline and Laboratoires Glaxosmithkline, C-462/06, EU:C:2008:299, paras. 18 and 19¹⁴）を援用する（本判決理由第39節～第41節）。そして、6条1項中の「別として」との文言は、同項列挙の規定の下に入る事件を、

14 この判決の詳細については、安達栄司「多国籍企業労働者のための国際的（主権的）併合管轄の可否」野村＝安達編著・前掲注(7) 251頁以下参照。

個別国家の国内法の適用範囲から除外するとし、その際には、6条1項の原則（被告である使用者が加盟国の領域内に住所を持たないときの国内法の管轄規定の適用）の例外の限定列举が問題となっているという（本判決理由第42節）。

本判決は次に、第2章第5節の規定は労働者保護のための規定であり、そこには、上記のように、被告が加盟国の領域内に住所を有しない場合についての管轄規定が含まれている旨を指摘する。したがって、21条のような6条1項列举の規定から加盟国の裁判所の管轄が出てこないときには、6条1項の原則どおり、加盟国はその国内法規定によって管轄裁判所を定めることができるという。それに対し、その列举された規定から管轄が出て来るときは、それが国内法規定による管轄よりも優先し、そのことには、国内法規定による管轄が労働者にとってより有利であっても変わりはないのである。また、このような解釈は国際管轄規定の統一、その予見可能性の必要というブリュッセルIa規則の目標にも沿うものである（本判決理由第44節～第47節）。

付託問題の第3と第4はブリュッセルIa規則17条1項とROM I規則6条1項の同一の文言に関わるものであり、両規則の規定は調和して解釈されるべきものとされていること（ROM I規則考慮事由第7節）に鑑みて、本判決はそれらにまとめて回答している。すなわち、問題は結局、本件事案のパトロン合意がそれらの規定の対象となる契約に該当するかというものであり、本判決はそれを否定した。

本判決はまず、確定判例（Judgment of 10 December 2020, Personal Exchange International, C-774/19, EU:C:2020:1015, para. 30¹⁵）によると、それらの規定の対象となるのは、個人が職業若しくは事業に関わる活動又は目的と関係なしに、そのようなものから独立して、私的に消費して自分自身の需要を満たすためにのみ締結する契約だけであることを確認する。すなわち、ここでは、職業・事業活動が独立的な活動であるか、従属的な活動であるかによる区別はなされていながら、従属的な仕事であっても職業・事業活動といいうることになる（本判決理由第53節～第55節）。また本判決は、パトロン合意はFDの職業・事業活動と直接関連していることを指摘する。FDは、本件労働契約がなければパトロン合意を結ぶことはなかったであろうからである。それ故、パトロン合意は、職業・事業活動と関係なしに締結されたと認めることはできないことになる（本判決理由第56節・第57節）。

15 この判決については、野村・前掲注(1)「概観(2020年)」296頁以下参照。

第24条 当事者の住所にかかわらず，加盟国の以下の裁判所は専属的な管轄権を有する。

1.～3. 省 略

4. 特許権，商標権，意匠権及びモデル並びに寄託又は登録を必要とする類似の権利の，登録又は有効性を対象とする手続については，問題が訴えの方法で提起されるのか抗弁の方法で提起されるのかにかかわりなく，その領域内で寄託又は登録が申請若しくは受理された，又はEUの法行為若しくは国際条約の規定に基づいて受理されたと見做される加盟国の裁判所

第2段落 省 略

5. 省 略

(6) 誰が発明者かの問題とブリュッセルIa規則24条4号の射程距離（EU司法裁判所2022年9月8日判決——IRnova, Case C-399/21, ECLI:EU:C:2022:648¹⁶⁾

【判 旨】

ブリュッセルIa規則24条4号は以下のように解釈される。それは，主張された発明者又は共同発明者の地位に基づく訴えの枠内において，ある者が第三国で行った特許出願と特許付与の基礎となっている発明についての権利の主体であるかが確認されるべき訴訟には，適用にならない。

【事実の概要】

I社とF社は共にスウェーデンに所在し，赤外線技術の領域で活動する会社であり，かつては互いに取引関係もあった。2019年12月13日，Iは，スウェーデン特許・商標裁判所に訴えを提起し，Fが行ったヨーロッパ特許，アメリカ特許，中国特許の出願と，Fにこれらの出願に基づいて付与されたアメリカ特許権の基礎となっている発明について，Iが正当な権利を有している旨の確認を求めた。理由として，Iは次のように主張した：この発明はIの被用者によってなされたから，それがその発明者か少なくとも共同発明者であり，使用者として，Iがその被用者に代わり，この発明についての権利の主体と見做されなければならない。ところが，Fは，この発明につき，何らの権限なく，自己の名において，上記特許出願をした，と。

16 本判決の判例研究として，Sujecki, EuZW 2022, 957.

第一審と控訴審で、基本手続の訴えのうち、アメリカ特許出願、中国特許出願とアメリカ特許と関連した部分がブリュッセルIa規則24条4号の意味における特許権の登録又は有効性と関連する訴えであるかが問題となり、控訴裁判所はその問題をEU司法裁判所に付託したが、本判決は、それを、ここでは専ら、本件の発明に対する正当な権利の存在に関する訴訟の裁判のためのスウェーデン裁判所の管轄が問題となっていると捉え直している。

【解 説】

本判決は、ブリュッセルIa規則24条1号を厳格に解し、その射程を短く捉えるEU司法裁判所の従来判例の趣旨を誰が発明者かの問題にも及ぼしたものである。

本判決はまず、この規定の文言を確認した上で、問題の特許出願と特許の付与は加盟国ではなく、第三国（アメリカと中国）で行われたものであることを指摘し、上記規定はこのような状況を規定していないから、それは基本手続には適用になるとは見做されえないとする（本判決理由第34節・第35節）。

次に本判決は、基本手続の訴えは、ブリュッセルIa規則24条4号における「特許権の登録又は有効性」に関する手続ではないとし、以下のような理由を述べる。

すなわちまず、「特許権の登録又は有効性を……対象とする」との文言は規則自律的な概念であること、その目的が求める以上にこの概念を広く解することは許されないこと——24条4号は、当事者から、そうでなければあるはずの管轄の選択権を剥奪し、一定の場合には、当事者のいずれにとっても住所地の裁判所ではない裁判所が与えられることに繋がりうるからである——を指摘する（本判決理由第38節・第39節）。そして、先例（Judgments of 13 July 2006, GAT, C-4/03, EU:C:2006:457, paras 15 and 16¹⁷, and of 5 October 2017, Hanssen Beleggingen, C-341/16, EU:C:2017:738, para. 33¹⁸）によりつつ、24条4号掲記の手続に該当するのは、その領域内で特許を付与した加盟国の裁判所への専属管轄の移譲が、当該裁判所が、特許の有効性又は消滅、特許の寄託又は登録が問題である、あるいは、先行する寄託に基づく優先権の主張が問題となる事件について裁判する最もよい立場にあるということによって正当化される訴訟に限られるとする。また、先例（Judgment of 5 October 2017, Hanssen Beleggingen, C-341/16, EU:C:2017:738,

17 この判決の詳細については、安達栄司「国際的専属裁判管轄は特許侵害訴訟事件にも適用されるか」野村=安達編著・前掲注(7) 287頁以下参照。

18 この判決については、野村編著・前掲注(1) 381頁以下参照。

para. 37) は、専ら、誰が特許権者かの問題に関わる訴訟、ある者が登録簿に商標権者として登録されたのが正当かの確認が問題とされている訴訟は、上記規定の適用を受けないとしている旨も指摘する。知的財産権が帰属するのが誰の財産かの問題は、一般に、この権利の登録の地との法的近さを示さないのである（本判決理由第40節・第41節）。

以上のように述べた上で、本判決は、基本手続は、特許出願の存在や特許の付与、特許の有効性又は消滅、あるいは、先行する寄託に基づく優先権の主張に関するものではなく、Fが関係の発明の全部又は一部についての権利の主体と見做されるべきかという問題に関するものである旨を指摘する。すなわち、当該発明が誰に帰属するか、誰がその発明者かは、知的財産権の出願に関わるものではなく、その対象に関わるものであって、この場合にも、上記の権利の登録の地との実質的、法的近さが欠けるとする。また、誰が発明者の決定に際しては、特許出願の存在や、出願に基づいてなされる特許の付与に先行する問題が問われているに過ぎないし、これは、問題の付与された特許の有効性の問題とは区別されるとする（本判決理由第42節～第46節）。

3 承認と執行

第39条 加盟国において下された裁判であって、当該加盟国において執行することができるものは、他の加盟国において、執行宣言を必要とすることなく執行することができる。

第45条① 裁判の承認は、利害関係人の申立てに基づいて、以下のいずれかのときには拒絶される。

- a) 承認が宛先加盟国の公序に明らかに反するとき
- b) 省略
- c) 裁判が、同一当事者間で承認を求められた加盟国において下された裁判と調和しないとき
- d)・e) 省略

②～④ 省略

第46条 裁判の執行は、第45条にあげられた事由の1の存在が確定されるときは、債務者の申立てにより拒絶される。

(7) 二重の執行認可状と公序によるその制限 (EU司法裁判所2022年4月7日判決
——H Limited, Case C-568/20, ECLI:EU:C:2022:264¹⁹)

【判 旨】

ブリュッセル I a 規則 2 条 a と 39 条は以下のように解釈される。ある加盟国の裁判所が、第三国において下された確定判決に基づいて発令する支払の命令を伴う決定は、それが発出加盟国の対審的手続の最後に発令され、そこで執行宣言を付されているときは、裁判であって、他の加盟国において執行することができる。ただし、裁判としてのこの性格は、執行債務者から、本規則 46 条によって、本規則 45 条にあげられた事由の 1 によって執行の拒絶を申し立てる権利を奪うことはない。

【事実の概要】

オーストリアに居住する自然人 J は、ヨルダンにおいて、2013 年に、二つの判決によって、イギリスに本拠を有する H 銀行に対する金員の支払を命ぜられた。2019 年、H の申立てに係る略式手続において、ロンドン (イギリス) の高等法院は、これらのヨルダン判決に基づいて、J に対して、H への約 1,040 万米ドル (プラス利息と費用) の支払を命ずる決定を発令し、それによってヨルダン判決はイギリスで執行しうることとなった。高等法院は、ヨルダン判決につき、ブリュッセル I a 規則 53 条の証明書を発行した。H は、これらの決定と証明書に基づいて、J を相手取って、フライシュタット (オーストリア) 地区裁判所に対して、上記決定の執行を申し立てたところ、同裁判所は、その申立てを認容した。これに対して提起された抗告がリンツ地裁によって却下されたが、J の再抗告を扱うオーストリア最高裁は、三つの問題を EU 司法裁判所に付託した。EU 司法裁判所は、そのうちの二重の執行認可状の可否の問題にのみ回答を与えている。

【解 説】

本件事案ではまず、高等法院の決定がブリュッセル I a 規則 2 条 a の意味における裁判といえるかが問題となる。なぜなら、これが肯定される場合にのみ、同規則が適用されることになるからであるが、EU 司法裁判所はこれを肯定した (そこで、否定の回答が与えられることを前提とした二つの付託問題には答えなかった)。そ

19 本判決の判例研究として、Cranshaw, *jurisPR-HaGesR* 6/2022 Anm. 1; Hess, *IPRax*, 2022, 349; Oppolzer, *EuZW* 2022, 516. なお、本判決の詳細については、野村秀敏「二重の執行認可状と公序によるその制限」*国際商事法務* 51 卷 11 号 1529 頁以下 (2023 年) 参照。ブリュッセル I a 規則 2 条 a は、「裁判」を、「裁判所職員の費用額確定決定を含めて、判決、決定、命令若しくは執行決定のような名称を問わず、加盟国の裁判所によってなされたすべての判断」と定義している。

して、2条aの裁判に該当する場合には、その裁判の成立手続、執行力の有無や内容等に関するそれを発出した加盟国の、同規則53条による証明書があれば、その裁判は他の加盟国においても当然に執行しうることになる（同規則39条）。

肯定の理由として、EU司法裁判所はまず、裁判の概念は広く解釈されるべきことを指摘する。その際、その理由として、先例上、裁判と言えるためには、その内容を問わないとされているし（Judgment of 15 November 2012, *Gothaer Allgemeine Versicherung and Others*, C-456/11, EU:C:2012:719, para. 23）、その承認・執行が申し立てられる前に、発出国において対審的手続が先行した（この要件を高等法院決定は満たしている）、または先行しえたことで十分であるとされている（Judgment of 2 April 2009, *Gambazzi*, C-394/07, EU:C:2009:219, para. 23）ことをあげる（本判決理由第24節・第26節・第32節）。また、この広く、規則自律的な解釈は、ブリュッセルIa規則の体系とそれによって追求された目標によっても確証されるとし、民商事件における裁判の自由交通の確保（考慮事由第6節）、加盟国の裁判の迅速で複雑でない承認と執行に鑑みての手続の簡素化（考慮事由第4節・第26節）という考慮事由中の同規則の目標を指摘する。他方、同規則の体系に関しては、考慮事由第26節にいう裁判所の裁判の執行に関する加盟国裁判所間の相互信頼の原則の重要性が指摘され、それは「裁判」の概念が狭く解されないことを前提としているとする（本判決理由第27節～第29節）。

ただし、EU司法裁判所は、本件事案の高等法院決定がブリュッセルIa規則2条aの裁判に該当するとしても、同規則39条・45条・46条のシステムからは、執行債務者から、その裁判の執行に対して、45条の拒絶事由の一つを主張して異議を申し立てる権利が奪われることはないとは指摘する。特に、承認が宛先加盟国の公序に明らかに反するときは、承認は拒絶される（本判決理由第40節・第41節）。そして、加盟国の公序の内容を確定するのはEU司法裁判所の役割ではないが、同裁判所は、その範囲内で、加盟国の裁判所が、他の加盟国の裁判所で下された裁判の承認を拒絶するために公序の概念の限界を越えていないかを監視しなければならないが、承認に際しての他の加盟国の裁判の実質的な再審査の禁止の原則から、公序条項の適用は、承認が、宛先国の法秩序において本質的なものとして妥当している法規範か、そこで基本的なものとして承認されている権利の侵害を惹き起こすであろう場合のみ問題となるとした先例（Judgment of 16 July 2015, *Diageo Brands*, C-681/13, EU:C:2015:471, paras. 42 and 44²⁰）を確認する。そのような侵害は特に、執行債務者が、発令裁判所の面前で有効に防御し、執行が求めら

れている裁判を発出国において攻撃することができなかった場合に存在しうる (Judgment of 2 April 2009, Gambazzi, C-394/07, EU:C:2009:219, paras. 27, 37, 45 and 46) のである (本判決理由第42節・第44節・第45節)。

(8) 仲裁判断の内容に即して下された判決と他の加盟国の裁判の承認障害 (EU司法裁判所2022年6月20日判決——London Steam-Ship Owners' Mutual Insurance Association, Case C-700/20, ECLI:EU:C:2022:488²¹)

【判 旨】

- ① ブリュッセル I 規則 34 条 3 号は以下のように解釈される。ある加盟国の裁判所によって、仲裁判断に即して発せられた判決は、当該仲裁判断に沿う結論に繋がる裁判が、この加盟国の裁判所によって、この規定と本規則の基本的目標、特に、保険契約中に取り入れられた仲裁条項の相対的効果と、本規則の 27 条中の訴訟係属に関する規定を無視することなしには発せられなかったであろう場合には、34 条 3 号の規定の意味における裁判ではない。この場合、当該の判決は、この加盟国において、他の加盟国の裁判所によって発せられた裁判の承認の障害とはなりえない。
- ② ブリュッセル I 規則 34 条 1 号は以下のように解釈される。本規則 34 条 3 号が仲裁判断に沿う判決に適用されない場合、他の加盟国の裁判の承認又は執行は、この判決の既判力を無視しているからこの裁判は公序に反するとの理由では、拒絶することを許されない。

【事実の概要】

2002年11月、スペインの海岸沖で石油タンカーP号が沈没し、重大な環境破壊を惹き起こした。

1年後、S(スペイン国)を含む複数の法人が、ア・コルーニャ(スペイン)地区裁判所に、P号の保険者であるP&Iクラブ(本拠はイギリス・ロンドン)(等)

20 この判決については、野村編著・前掲注(1)300頁以下参照。

21 本判決の判例研究ないし本判決を契機とする論文として、Gal, VersR 2022, 1276; Pika, IPRax 2023, 238; Hartenstein, RdTW 2023, 458; Bernard, RIW 2023, 16。本判決で問題となっているブリュッセル I 規則 34 条 1 号・3 号は、ブリュッセル I a 規則では 45 条 1 項 a と c になっているが、両者の間に実質的な変更はない。また、ブリュッセル I 規則 27 条 1 項 (=ブリュッセル I a 規則 29 条 1 項 1 文)は、「異なる加盟国の裁判所に、同一当事者間の同一の請求に関する訴えが係属するときは、後から提訴を受けた裁判所は、最初に提訴を受けた裁判所の管轄権が確定されるまで、職権で手続を中止する。」としていた。

に対して、20億ユーロ以上に上る損害賠償請求の訴えを提起した。その際、P&Iに対する訴えの根拠は、「保険者は、本法に定められた要件が充足された結果として保険事故が発生した場合には、直接、民法上の責任を負う。」とするスペイン刑法117条の規定であった。

2012年1月、P&Iは、Sを相手取って、Sは、上記117条によって請求権を主張する場合には、P&IとP号の所有者との間の保険契約中の仲裁合意に拘束される旨等の確認を求めて、ロンドンに本拠のある仲裁裁判所に仲裁の申立てをした。2013年2月、同仲裁裁判所は、P&Iの申立てを認容し、特に、117条によるSの請求権の民事法的な性質を肯定した上で、これは保険契約がなければ存在しないであろうから、上記仲裁合意の拘束を受けるとした。2013年10月、ロンドンの高等法院はこの仲裁判断の執行決定をするとともに、「承認がなされるときは、仲裁判断に沿った判決を下すことができる。」とするイギリス仲裁法66条2項による判決をした。すなわち、この判決は仲裁判断と同一内容の文言を含むものであった。控訴院は、この判決に対する控訴を棄却した。

2019年3月、ア・コルーニャ地区裁判所は、Sの訴えを認容し、P&Iに対して、8億5,500万ユーロの支払を命じた。

続いて、Sは、高等法院に、上記のP&Iに対するスペイン裁判所判決の承認と執行を求めた。高等法院はこれを認容する決定をしたところ、P&Iは、控訴院にこの決定に対する不服申立てをした。ブリュッセルI規則1条2項dは、仲裁を同規則の適用から除外している。そこで、控訴院は——Brexitの発効前に——EU司法裁判所に対して、①イギリス仲裁法66条2項による仲裁判断の承認判決が、それに基づいて矛盾判決の承認が拒絶されることになる同規則34条3号の意味における裁判であるか、の問題をEU司法裁判所に付託したほか、②スペイン裁判所判決の承認又は執行がイギリスの公序と明らかに矛盾するのではないか、特に、既判力の原則に鑑みてそうではないか（同規則34条1号）、の問題も付託した。

【解 説】

判旨①は、原則として問題①を肯定しつつ、例外的には否定されることもあるとしたものである。

本判決はまず、ブリュッセルI規則1条2項dは仲裁を同規則の適用範囲から除外していること、先例（Judgment of 25 July 1991, Rich, C-190/89, EU:C:1991:319, para. 18）によると、この除外は国家裁判所での手続を含めて仲裁全体に及ぶとされていることを指摘する（本判決理由第43節・第44節）。したがって、仲裁判断の

承認・執行に関する裁判も同規則の適用範囲外となるので、イギリス裁判所の仲裁判断の承認判決も範囲外となり、相互承認に関する規定の適用を受けえないことになる（本判決理由第45節・第47節）。

ただし、本判決は、にもかかわらず、そのような判決はブリュッセルI規則34条3号の裁判たりうるとする。その理由として第1に、承認国における国内法秩序の統一性を保護し、その国の法生活が、自国の裁判所の裁判と調和しない他の加盟国の判決の承認義務によって乱されないようにするというその規定の目的に鑑みて、裁判の概念は広く解釈されるべきとする（本判決理由第49節）。また第2に、ブリュッセルI規則の適用範囲からの排除と当該裁判が34条3号の下に入るかは別問題であるとした先例（Judgment of 4 February 1988, Hoffmann, 145/86, EU:C:1988:61, para. 25）を指摘する（本判決理由第51節・第52節）。

しかしながら、本判決は、承認判決の対象となった仲裁判断が、ブリュッセルI規則の規定と基本的目標を遵守しつつその適用範囲内に入る司法的裁判を下すことを可能としない事情の下になされたときは、事情が異なるとする（本判決理由第54節）。そして、仲裁判断は、その承認判決によって、効果的な法的救済を求める権利が侵害されず、裁判の自由交通と司法への相互信頼という目標が達成されうる場合にのみ、効果を生ずるが、本件事案の仲裁判断は、本規則の二つの基本原則——保険契約中の仲裁条項の相対的效果と訴訟係属——に違反することなしには、ブリュッセルI規則の適用範囲に入る裁判の対象として問題にはならなかったであろうと指摘する（本判決理由第58節・第59節）。

まず本判決は、ロンドンの仲裁裁判所はSは本件仲裁合意に拘束されるとしているが、保険契約中の合意管轄条項の効果は相対的であり、被害者の保険者に対する直接請求の訴えの場合であっても、被害者には及ばないとした先例（Judgment of 13 July 2017, Assens Havn, C-368/16, EU:C:2017:546, paras. 31 and 40²²）に反していると指摘する。及ばないとするにより、ブリュッセルI規則の被害者保護の目標が確保されるのである（本判決理由第60節・第61節）。次に、訴訟係属に関しては、仲裁手続開始時に、既にスペイン裁判所手続が開始されていたこと、両手続がブリュッセルI規則27条1項の要件を満たしていることを確認した上で、基本手続におけるような債権の給付又は積極的確認とその消極的確認が別個の手続で求められている状況は、27条によって後から提訴を受けた裁判所が職権で手続を

22 この判決については、野村編著・前掲注(1) 380頁以下参照。

停止しなければならない状況であるという。そして、27条1項により追求された並行手続の危険の可能な限りの回避は、ブリュッセルI規則の目標かつ原則の一つであることを指摘する（本判決理由第64節・第67節～第69節）。

判旨②は問題②を否定したものであるが、これとの関連では、本判決はまず、判旨①のような事情によって、仲裁判断の承認判決へのブリュッセルI規則37条3号の不適用の可能性が出て来る旨を指摘する。そして、そのような事情の下においては、承認判決自体において考慮されなかった手続において下された2019年3月のスペイン裁判所判決による承認判決の無視は、イギリスの公序に対する違反である、ということを出発点とすることはできないという。そして、公序の概念は狭く解釈されるべきであるし、外国裁判と内国裁判の不調和は公序違反ではないとする先例（Judgment of 4 February 1988, Hoffmann, 145/86, EU:C:1988:61, para. 21）もあると指摘する。つまり、規則立法者は、先行する裁判の既判力の問題、特に、承認されるべき裁判の先行裁判との調和の問題を、ブリュッセルI規則34条3号と4号で完結的に規律しようとし、1号を問題とする可能性を排除しようとしたというのである（本判決理由第75節～第79節）。

II その他の規則

1 督促手続規則

第16条〔ヨーロッパ支払命令に対する故障〕

- ① 相手方は、付録VIによる書式Fを使用して、発付裁判所に対してヨーロッパ支払命令に対する故障を申し立てることができ、書式Fはヨーロッパ支払命令とともに相手方に送達される。
- ② 故障の申立書は、相手方への支払命令送達の日から30日以内に発送されなければならない。
- ③～⑤ 省略

第20条〔例外的場合における再審理〕

- ① 第16条第2項にあげられた期間の経過後、以下の場合に、相手方は発付国である加盟国の管轄裁判所にヨーロッパ支払命令の再審理を求める権限を有する。ただし、以下の各場合において、相手方は遅滞なく行動することが前提とされる。

a) 省 略

b) 相手方が、不可抗力若しくは異常な事情のために、有責性なしに故障を申し立てることができなかった場合。

②③ 省 略

第26条〔国内訴訟法との関係〕

本規則中で明示的に規律されていないすべての手続法上の問題は、国内法規定による。

(9) コロナ禍を理由とする手続法上の期間の中断を定めた国内規定とヨーロッパ支払命令に対する故障申立期間（EU司法裁判所2022年9月15日判決——Ulpia Versicherungen, Case C-18/21, ECLI:EU:C:2022:682²³）

【判 旨】

送達規則16条・20条と26条は以下のように解釈される。それらは、コロナ禍の発生の折に発せられ、約5週間、民事事件における手続期間を中断した国内規定を、申立人に16条2項によって与えられた、ヨーロッパ支払命令に対する30日の故障申立期間に適用することの障害とはならない。

【事実の概要】

2020年3月6日、ウィーン（オーストリア）地区商事裁判所は、U保険会社の申立てにより、ドイツに居住する自然人であるVに対してヨーロッパ支払命令を発付したところ、それは同年4月4日にVに送達された。Vは、それに対して、同年5月18日に投函された文書でもって故障を申し立てたが、裁判所は、督促手続規則16条2項の期間が遵守されていないとの理由で、この申立てを却下した。抗告審であるウィーン商事裁判所は、オーストリアのCOVID-19法1条1項に基づいて、原決定を取り消した。この規定によると、「民事手続において、2020年3月21日以降に開始した、又は、この時点において未だ経過していなかったすべての手続法上の期間は、2020年4月30日まで中断され、2020年5月1日に新たに進行を開始する。」再抗告を受けたオーストリア最高裁は、オーストリアの学説上、この規定が、ヨーロッパ支払命令に対する故障申立期間に適用になるか、あるいは、督促手続規則20条が故障申立期間に対するその適用を排除するかに争いがあったので、その問題をEU司法裁判所に付託した。

23 本判決の判例研究として、Thode, jurisPR-IWR 1/2023 Anm. 3.

【解説】

本判決は、上記規定の故障申立期間に対する適用を認めたものである。

本判決は、既に、督促手続規則20条1項bの文言、特に、そこで要件とされている相手方の有責性の不存在から出て来るように、この規定の意味における異常な事情に際しては、当該の相手方の個別的な状況に特有な事情が問題となっており、コロナ禍との関連においては、このことは、たとえば、相手方がコロナウィルスに罹患したとか、そのために入院したとかのために、期間内に故障を申し立てることを妨げられた場合に当てはまると指摘する。これに対し、20条1項bは、全体としての司法組織の機能と運用を損なう組織に関わる異常な事情には適用にならない（本判決理由第32節・第33節）。そして、そうすると、督促手続規則はヨーロッパ督促手続のすべての側面を完全に調和させているわけではなく、そこで明示的に規律されていない手続法上の問題は、加盟国の手続法によることになることになると指摘する（本判決理由第34節）。16条と20条は、故障申立権の一定の局面を規律しているが、進行中の故障申立期間の中断とか停止の事由については規律しておらず、それ故、加盟国は、26条によって、16条・20条で規律されていない手続法上の側面を補足する権能を有するのである（本判決理由第35節）。

2 2007年送達規則

第5条（文書の翻訳）① 省略

② 申請者は、管轄裁判所又は管轄官庁の後にありうる費用判断にもかかわらず、文書の転達前に生じうる翻訳費用を負担する。

(10) 裁判所と送達規則5条2項の申請者（EU司法裁判所2022年6月2日判決——SR, Case C-196/21, ECLI:EU:C:2022:427²⁴）

24 2007年送達規則は、現在、2020年送達規則（2022年7月1日から適用開始）によって取って代わられている（後者の条文訳として、春日偉知郎「EU新送達規則（2020年）」関西大学法学論集72巻2号222頁以下（2022年）、野村秀敏「加盟国間の民事又は商事事件における裁判上及び裁判外の文書の送達（文書送達）に関する2020年11月15日の欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）2020/1784（2020年EU送達規則）試訳」専修ロージャーナル18号161頁以下（2022年）参照）。前者の5条2項は後者では9条2項となっているが、その間に文言の変更はない。

【判 旨】

2007年送達規則5条2項は以下のように解釈される。補助参加人としての手続への関与を申し立てる第三者への裁判上の文書の転達を命ずる場合、裁判所はこの規定の意味における「申請者」とは見做されえない。

【事実の概要】

SRとEWは未成年の子の母と父である。ある時、ブフテア（ルーマニア）区裁判所に婚姻の解消、当該子に関する親の責任の割当てとその行使の態様の決定を求めて訴えを提起した。同区裁は、婚姻の合意による解消を宣言した上で、子の世話に関する判決を下した。双方がイルフォヴ地裁に控訴を提起し、EWは裁判所の無管轄を主張し、SRは親の責任をSR単独に認めること等を求めた。その後、子の兄FB、姉CX、父方の祖父IKが、EWを補助するために訴訟に参加することを申し立てたが、FBらはフランスに居住していた。2020年9月15日、イルフォヴ地裁は、補助参加の許否に関する裁判の枠内において、SRとEWが、FBらに2007年EU送達規則によって送達されるべき呼出状のフランス語への翻訳を確保すべき旨を命じた。SRとEWは、裁判所が送達規則5条2項の意味における申請者に該当するとの理由でフランス語への翻訳費用の支払を拒絶した。イルフォヴ地裁は、SRとEWの主張が適切かの問題をEU司法裁判所に付託した。

【解 説】

本判決は、文言解釈と目的論的解釈とによって上記の問題に否定の回答を与えた。

文言解釈との関連では、送達規則は申請者の概念を定義していないことを確認した上で、5条2項は、その文言上既に、費用を負担する申請者と、転達加盟国において送達申請を受け、その後の場合によっては費用裁判（裁定）をすることになりうる管轄裁判所乃至管轄官庁を区別していると指摘する（本判決理由第31節・第34節）。また、先例（Judgment of 16 September 2015, Alpha Bank Cyprus, C-519/13, EU:C:2015:603, paras. 41 to 43²⁵, and Order of 28 April 2016, Alta Realitat, C-384/14, EU:C:2016:316, para. 75²⁶）上も、この区別がなされていること、5条1項も区別をしていることを指摘するほか、2007年送達規則にまでその内容が引き継がれている1997年EU送達条約の説明報告書からも、申請者とは文書の送達に利害関係のある当事者を指し、裁判所のことではないことになるとする

25 この判決については、野村編著・前掲注(1) 309頁以下参照。

26 この決定については、野村編著・前掲注(1) 350頁以下参照。

(本判決理由第35節～第40節)。

目的論的解釈としてはまず、手続文書の転達の実効性と迅速性と、この文書の受取人の防御権の適切な保護との間を調和させる必要があることを指摘する。そして、受取人がその防御権を実際に行使しうするためには、文書が彼が理解する言語で作成されていることが必要であるとした上で、他方、受取人が文書の言語を理解することが確かな場合に、翻訳のない文書の明らかに濫用的な受取り拒絶の消極的な効果が申請者に及んでもならないとする。そこで、両当事者の利益をできる限り保護するのは、転達加盟国で訴訟が係属する裁判所の役割となる。そして、SRやEWの解釈は、申請者と受取人間の利益の適切な調整を保証するこの裁判所の義務に矛盾する、この義務が課せられる裁判所・官庁は、必然的に、申請者と受取人間の各々の義務に関して中立であるべきことを前提とすると帰結する（本判決理由第44節～第46節）。

第8条（文書の受取り拒絶）① 受託機関は、受取人に、付録Ⅱの定型書式を利用して、文書が以下の言語の1で作成されていない、又は、以下の言語の1への翻訳が添付されていないときは、送達に際して送達されるべき文書の受取りを拒絶する、又は、文書は受託機関に1週間以内に返送されることが許される旨を通知する。

a) 送達受取人が理解する言語、又は

b) 受託加盟国の公用語、又は、受託加盟国に複数の公用語があるときは、送達がなされるべき地の公用語若しくは公用語の1

② 省略

(11) 文書が受取人の理解する言語で作成されている場合における受取り拒絶権の通知の要否（EU司法裁判所2022年5月5日決定——InG Luxembourg, Case C-346/21, ECLI:EU:C:2022:368²⁷⁾

【決定要旨】

① 2007年送達規則8条1項は以下のように規定していると解釈される。他の加

27 2007年送達規則8条1項は、現在、2020年送達規則12条1項乃至3項となっている。趣旨としてはその間に変更はないが、文書の返送を要する期間は1週間から2週間へと伸長されている。

盟国において送達されるべき文書の受取人は、いかなる事情の下においても、付録Ⅱの定型書式を使用して、文書の受取りを拒絶する権利の通知を受ける、しかも、文書が送達受取人が理解する言語、又は、送達がなされるべき地の公用語若しくは公用語の1で作成されているか、又は、これらの言語の1への翻訳が添付されているときにもそうである。

- ② 2007年送達規則は以下のように解釈される。それは、文書が本規則8条1項にあげられた言語の1で作成されていない、又は、文書にこれらの言語の1の翻訳が添付されていないときに、当該文書の受取人が、付録Ⅱの定型書式を使用して、文書の受取りを拒絶する権利の通知を受けることなしに、送達が行われる場合における、他の加盟国における裁判上の文書の送達の無効を規定する国内規定の妨げとなり、かつ、このことは、この国内規定が、当該受取人のために、この無効を主張するための一定の期間を定めているか否かに関係ない。

【事実の概要】

VX（ポルトガル国民）とING社（ルクセンブルクに本拠のある金融取引仲介業者）との間に、先物取引に関する契約が締結された。その後、VXは、ポルトガルの第一審裁判所に、INGを相手取って、5万4,000ユーロの損害賠償を求めて申立てをした。同裁判所は、申立書とその添付書類をフランス語に翻訳させ、2019年2月11日に、それらとその翻訳とを書留郵便によってINGに送達させたが、その際、送達規則付録Ⅱの定型書式を同封することを怠った。同年9月9日、欠席裁判によって、VXの申立てを認める決定が下された。その決定のポルトガル語の原本とそのフランス語の翻訳が、やはり定型書式が同封されることなくINGに送達された。同年10月25日、INGは、上記第一審裁判所に、申立書の送達の不存在又は無効および上記決定の送達の無効の確認を求める訴えを提起した。2020年7月2日、同裁判所は請求棄却判決を下した。INGは、申立書や決定の送達に際して定型書式の同封がなかった旨を指摘して、ポルト控訴裁判所に控訴を提起した。翻訳語のフランス語は、INGの理解しうる言語であり、INGが本拠を有するルクセンブルクの公用語の一つでもある。第一審および控訴審の過程で、①このような場合にも、原本と翻訳の送達に際して、付録Ⅱの定型書式の添付が必要であるか、また、必要であるとした場合に、②それが欠けているために送達が無効である旨の指摘は期間の制限に服するかが問題となった。ポルト控訴裁判所は、これらの問題をEU司法裁判所に付託した。

【解説】

本決定は、問題①に肯定の、問題②に否定の回答を与えた。

問題①との関連で、本判決はまず、送達規則8条1項は、所定の場合における受取り拒絶権の存在と、受取人が認識できるように、受託機関がその権利の存在を形式に則って通知することの必要性を明確に述べていると指摘する先例（Judgment of 16 September 2015, Alpha Bank Cyprus, C-519/13, EU:C:2015:603, para. 51²⁸⁾を引用する。換言すると、文書に適用になる言語に関する規律の要件は、受取人への通知ではなく、専ら受取り拒絶権に関連していることになる（本判決理由第29節）。そして、その先例（Judgment of 16 September 2015, Alpha Bank Cyprus, C-519/13, EU:C:2015:603, paras. 53 and 54）は、そうすると、拒絶権自体は、受取人が、当該文書が8条1項所定の1の言語で作成されているか、それに翻訳されているということがない場合にのみ、有効にそれを行使しようという意味において、明確に条件づけられているが、にもかかわらず、拒絶権行使のための要件としては、受取人が当該権利の存在を、事前かつ文書によって、正式に通知されたということが必要であるとしているとする（本判決理由第30節）。また、送達規則の体系では、そのような通知は付録Ⅱの定型書式でなされることになっているし、送達規則はそのことについて例外を設けていない（Judgment of 6 September 2018, Catlin Europe, C-21/17, EU:C:2018:675, paras. 36 and 37²⁹⁾と付言する（本判決理由第31節・第32節）。

次に問題②との関連で、本判決はまず、先例（Judgment of 6 September 2018, Catlin Europe, C-21/17, EU:C:2018:675, paras. 49 and 50）は、そのようなことは文書の直接、迅速かつ実効的な伝達方法を設けるという送達規則の目標と調和しないから、定型書式の添付の欠缺は送達文書の無効や送達手続の無効を惹き起こすことはなく、したがって、8条1項を適用して、名宛人に付録Ⅱの定型書式を伝達して、受取り拒絶権を遅滞なく通知してやることが送達担当当局の義務であるとしていることを指摘する（本判決理由第42節・第43節）。それ故、送達規則上、国内規定によって、名宛人は一定期間内に定型書式の欠缺に異議を述べなければならず、そうしない場合には異議権を失うと定める（ポルトガル法はそのように定める）ことは、できない（Judgment of 2 March 2017, Henderson, C-354/15, EU:C:2017:157,

28 この判決については、野村編著・前掲注(1) 309頁以下参照。

29 この判決については、野村編著・前掲注(1) 432頁以下参照。

paras. 62 to 65³⁰) ことになる (本判決理由第44節・第46節)。

(12) 国内法による債権差押命令に対する故障申立期間と翻訳が添付されていない文書の返送期間の関係 (EU司法裁判所2022年7月7日判決——LKW WALTER, Case C-7/21, ECLI:EU:C:2022:527³¹)

【判 旨】

2007年送達規則8条1項・EU基本権憲章47条は以下のように解釈される。送達規則8条1項は、当該文書の受取人が、この規定に定められた事由の1によって受取りを拒絶することができる、その規定の1週間の期間の開始は、この加盟国におけるこの不服申立手段提起のための期間開始と一致するとする、送達されるべき文書を発行した官庁が属する加盟国の規律の障害となる。

【事実の概要】

LKW社(本拠・オーストリア)は、T社からの申立てにより、スロヴェニアの裁判所によって債権差押命令を受け、17,610ユーロの支払を余儀なくされた。その間には、命令の送達から8日の故障申立期間(スロヴェニア強制執行・保全法9条)の徒過を理由に、当該差押命令に対するLKWの故障申立てが却下されてしまったという事情があった。そこで、LKWは、ブライブルク(オーストリア)地区裁判所に、その代理人弁護士CBら(オーストリアに本拠のある弁護士事務所のパートナー)を相手取り、故障申立期間の徒過はCBらの過失によるとの理由で損害賠償請求の訴えを提起した。2020年7月10日、同裁判所は、CBらに対する支払命令を発付したところ、CBらは、この支払命令に対して故障の申立てをし、8日の故障申立期間はEU法の幾つかの規定と調和せず、故障申立ては期間を徒過していないと主張した。そこで問題となるのは、スロヴェニア法による債権差押命令に対する8日の故障申立期間が送達規則8条1項と調和するかである。すなわち、この故障申立期間は債権差押命令の送達と同時に進行を開始するか、受取りを拒絶する文書の返送期間が経過して初めて進行を開始するかが問題とされ、オーストリア裁判所はこの問題をEU司法裁判所に付託した。

【解 説】

本判決は、上記故障申立期間は、送達規則8条1項の受取りを拒絶する文書の返

30 この判決については、野村編著・前掲注(1)392頁以下参照。

31 本判決の判例研究として、Cranshaw, *jurisPR-HaGesR* 9/2022 Anm. 1; Sujecki, *EuZW* 2022, 830; Fabig/Windau, *NJW* 2022, 2464.

送期間が経過して初めて進行を開始するとしたものである。

本判決はまず、先例（Judgment of 6 September 2018, Catlin Europe, C-21/17, EU:C:2018:675, para. 33）を引用しつつ、送達文書の受取り拒絶権は、EU基本権憲章47条2項で保障された公正な手続を求める権利を尊重しつつ、当該文書の受取人の防御権を保護することを可能とするものであることを強調する。また他方では、送達規則は、送達されるべき文書に翻訳を添付するか否かは、それに費用がかかることにも鑑みて、申請者に委ねている（Judgment of 16 September 2015, Alpha Bank Cyprus, C-519/13, EU:C:2015:603, para. 35）ことも指摘する（本判決理由第36節・第38節）。それ故、受取人が理解すると認められる言語以外の言語で作成されている送達文書の受取人が、実際に、効果的な裁判上の権利保護を求める基本権に属する当該文書の受取り拒絶権を行使しうるように配慮されなければならないのである。すると、受取り拒絶権の実際上の有効性は、受取人が①この権利の存在を教えられ、②当該文書を受け取るか、その受取りを拒絶するかを判断するために、かつ、拒絶する場合にそれを返送するために、丸々1週間の期間を利用できることを前提としていることになる（本判決理由第39節・第41節）。

本判決は、ところが、基本事件においては、LKWは、實際上、送達規則によって与えられた1週間の期間を、問題の債権差押命令を受け取るか、その受取りを拒絶するかを検討のために丸々利用することはできなかつたと指摘する。なぜなら、LKWは、まさにこの同じ期間内に、必要ならば、つまり、債権差押命令を受け取る場合に、故障の申立てをする義務も負担していたからである（本判決理由第43節）。そして、本判決は、故障申立期間は債権差押命令の送達と同時に進行を開始するとするスロヴェニア法の問題の規律は、實際上、送達規則の適用を受ける文書の受取人が、不服申立てをするために国内法が定める期間を完全には利用しえない、問題の債権差押命令に対する故障申立てのために利用しえないことに繋がることと指摘して（本判決理由第44節）、判旨のように結論付ける。

3 2001年証拠収集規則

第1条〔適用範囲〕

① 本規則は、民事又は商事事件において、加盟国の裁判所が、その国内法規定に従い、以下の囑託を行う場合に、これを適用する。

a) 他の加盟国の権限ある裁判所に対して行う証拠調べの囑託、又は

b) 他の加盟国において直接に証拠調べを行うことの許可を求める嘱託。

②③ 省 略

第17条〔嘱託裁判所による直接的な証拠調べ〕

① 裁判所が他の加盟国における直接的な証拠調べを意図するときは、第3条第3項に定めるその国における中央機関又は管轄官庁に、付録中の定型書式Jを用いて、その旨の嘱託を伝達する。

② 直接的な証拠調べは、任意の基礎に基づき、強制的措置なしに行いうるものであるときにのみ認められる。

直接的な証拠調べが人の尋問を必要とするときは、嘱託裁判所は、この者に、尋問は任意の基礎に基づいて行われる旨を通知する。

③～⑥ 省 略

(13) 証拠収集規則による証拠調べと法廷地加盟国の国内法による証拠調べの関係 (EU司法裁判所2022年9月8日決定——VP, Case C-188/22, ECLI:EU:C:2022:678³²)

【決定要旨】

2001年証拠収集規則1条と17条は以下のように解釈される。他の加盟国に居住する証人を尋問しようとするある加盟国の裁判所は、この証拠調べの枠内において、無条件に、上記規則が規定する方法を適用しなければならないことはなく、この裁判所が帰属する加盟国の法によるこの者の書面による尋問に立ち戻る権能を有し、それは、この規則の3条の意味における受託加盟国の中央機関又は管轄官庁による承認なしにである。

【事実の概要】

2021年4月28日、ケンジェン・コジュレ（ポーランド）地区裁判所は、未成年の子KSの父VPから親権を剥奪し、KSの母ASに対する月々700ズウォティ（約150ユーロ）の支払を命ずる裁判をした。その過程で、上記裁判所は、双方ともオ

32 2001年証拠収集規則は、現在、2020年証拠収集規則（2022年7月1日から適用開始）によって取って代わられている（後者の解説として、春日偉知郎「EU新証拠規則（2020年）の基本的枠組み」関西大学法学論集72巻5号90頁以下（2023年）、条文訳として、同「EU新証拠規則（2020年）」関西大学法学論集72巻3号109頁以下（2022年）参照）。前者の1条1項・2項は、後者でも1条1項・2項となっている（3項は削除）。また、前者の17条の後者での対応規定は19条乃至21条であるが、新たな規律内容も含まれている。

ランダに居住するSPとVPの証人尋問乃至当事者尋問の申請を却下していた。特に、VPのオランダの住所の管轄裁判所の面前での尋問申請に関して、上記裁判所は、コロナ禍を考慮すると、そのような尋問は事件の処理に重大な遅滞をもたらすであろうと指摘していた。VPは控訴を提起し、控訴審のオポーレ地域裁判所でも、第一審におけるのと同様の証拠調べを求めた。控訴裁判所は、VPとSPの書面による陳述の証拠としての採用を認めた。ただ、同裁判所は、VPとSPがポーランド以外のEU加盟国に居住している点で、そのような証拠の収集方法に関して、EUの権限との関係で疑問を抱いた。つまり、証拠収集規則17条から、そのような証拠の入手方法は、オランダの明示又は黙示の同意がなければ、その主権を害することになるのではないかというのである。そこで、同裁判所は、この疑問に関わる問題をEU司法裁判所に付託した。

【解 説】

本決定は、証拠収集規則が適用になりうる状況においても、その利用は加盟国の裁判所の任意であり、それはその国内法による証拠調べの方法を利用することもできるとしたものである。

本判決はまず、証拠収集規則は、加盟国の裁判所が、当該規則の規定に従って、他の加盟国の権限ある裁判所に証拠調べを行うことを求めるか、自らが直接に後者の領域で証拠調べを行うかの場合にのみ適用になり（同規則1条1項）、他の加盟国の領域で実行されなければならない証拠の入手を命じようとする加盟国の裁判所は、必ずしも、同規則1条1項b・17条の入手方法に依らなければならないわけではないとした先例（Judgment of 21 February 2013, ProRail, C-332/11, EU:C:2013:87, paras. 42 and 49³³）を指摘する（本判決理由第26節・第27節）。また他方、同規則の考慮事由によると、その目標は、国境を跨ぐ事件における簡素で、実効的かつ迅速な証拠の入手方法にあるとされていることも指摘する（本判決理由第28節）。そこで、先例（Judgment of 21 February 2013, ProRail, C-332/11, EU:C:2013:87, para. 44）は、同規則は、他の加盟国に所在する証拠の入手の可能性を制限するものではなく、裁判所間の協力を支援して、その可能性を更に強めることを目指しているとして述べているのである。それ故、証拠収集規則が適用可能な状況ではその適用

33 この判決の詳細については、的場朝子「EU証拠収集規則の解釈として同規則の定める方法によらない域外的鑑定調査も認められ得るとのEU司法裁判所の判断が示された事例」JCAジャーナル65巻7号3頁以下（2018年）、春日偉知郎「欧州連合（EU）における民事司法の最前線」同『比較民事手続法研究』263頁、278頁以下（慶應義塾大学出版会・2016年）参照。

義務があるというような解釈は、その1条1項bと17条の目標に沿うものではないことになる。実際、ある状況においては、証拠収集規則の方法によることなく、各加盟国の国内法の定める方法による方が、より簡素、より実効的、より迅速なことがありうる（Judgment of 21 February 2013, ProRail, C-332/11, EU:C:2013:87, para. 45）のである（本判決理由第29節・第30節）。

本判決は、具体的に、特に、証人として呼び出された当事者が自発的に出頭する意思があるならば、管轄裁判所にとり、証拠収集規則の証拠の入手方法によるよりも、国内法の規定に従って尋問する方が、より簡素、より実効的、より迅速となりえようとした先例（Judgment of 6 September 2012, Lippens and Others, C-170/11, EU:C:2012:540, para. 31³⁴）をあげる。そして、同様の考慮は、管轄裁判所の加盟国以外の加盟国に居住する者の書面尋問の場合に及ぼされるとし、基本手続において、付託裁判所は、証人や当事者の書面尋問は、強制に訴える必要なく、任意的な基礎に基づいて、それらの者の事前の同意を得て、しかもその申請により、一般的な規定に則って行われるとしている旨を指摘して、判旨のように帰結する（本判決理由第33節・第34節）。

4 倒産手続規則

第3条〔国際管轄〕① 倒産手続の開始については、その領域内に債務者が主たる利益の中心を有する加盟国の裁判所が管轄する（以下、「主倒産手続」）。主たる利益の中心とは、債務者が通常その利益の管理に専心しており、第三者にとって確認可能な地である。

第2段落～第4段落——省 略

②③ 省 略

(14) 倒産手続規則における管轄恒定の原則の射程距離（EU司法裁判所2022年3月24日判決——Galapagos BildCo, Case C-723/20, ECLI:EU:C:2022:209³⁵）

【判 旨】

倒産手続規則3条1項は以下のように解釈される。主倒産手続開始申立てと取り

34 この判決の詳細については、春日・前掲注(33)267頁以下参照。

35 本判決の判例研究ないし本判決を契機とする論文として、Bornemann, jurisPR-InsR 7/2022 Anm. 1; Paulus, EWiR 2022, 337; Schmidt, ZInsO 2022, 925; Kratzlmeier, ZIP 2022, 455.

組む裁判所は、そのような手続の開始について、債務者の主たる利益の中心が申立て後、当該申立てに関する裁判の前に、他の加盟国に移転してもなお専属管轄を有するままである。その結果、当該規則がこの申立てに適用されるままである限り、後から同一の目標を持った申立てと取り組むこととなった他の加盟国の裁判所は、原則として、最初の裁判所が裁判をして、その管轄を否定していない限り、主倒産手続の開始について、自己に管轄があると宣言することはできない。

【事実の概要】

G社は、定款上の本拠をルクセンブルクに有する持株会社であるが、2019年6月、その主たる管理部門をフェアハム（イギリス）に移転する決定をした。同年8月22日、Gの取締役は、ロンドンの高等法院に、Gに関する倒産手続開始の申立てをした。翌23日、持分の質入れの結果としての債権者の主導で新取締役が選任されたところ、新取締役は、デュッセルドルフに事務所を設立し、そこで活動するに至った。また、新取締役は、高等法院への倒産申立てを取り下げるように指示したが、申立てには債権者が加わっていたために効力を生ぜず、倒産手続開始手続は、なお、そこに係属したままになっている。

2019年9月6日、Gの債権者2社は、デュッセルドルフ区裁判所に、Gに関する倒産手続開始の申立てをしたところ、同裁判所は、同月9日、申立て時のGの主たる利益の中心はデュッセルドルフにあることを前提に、仮倒産管財人を選任した。デュッセルドルフ地裁は、この決定に対するGの子会社であり債権者でもあるGB社の即時抗告を却下した。再抗告審であるドイツ連邦裁判所がEU司法裁判所に付託した問題の核心は、最初にイギリスでなされた倒産申立てがある限り、イギリス裁判所の国際管轄が存続し、ドイツにおける主倒産手続の開始がそれによって遮断されるかという点にあった。

【解説】

本判決は上記の問題を肯定したものである。

本判決はまず、2000年倒産手続規則の国際管轄規定に関するEU司法裁判所の判例は、基本手続で問題となっている2015年倒産手続規則の国際管轄規定の解釈にも妥当するとした先例①（Judgment of 16 July 2020, *Novo Banco*, C-253/19, EU:C:2020:585, para. 20）、2015年規則3条1項の主倒産手続の開始のための主たる利益の中心の所在地加盟国の裁判所の管轄は専属管轄であるとした先例②（Judgment of 14 November 2018, *Wiemer & Trachte*, C-296/17, EU:C:2018:92, para. 23³⁶）、および、その領域内に、債務者が申立て時に主たる利益の中心を有する加盟国の裁

判所は、申立て後、開始裁判前に主たる利益の中心を他の加盟国の領域に移転しても、倒産手続開始に関する管轄を有するままである（管轄恒定の原則）とした先例③（Judgment of 17 January 2006, Staubitz-Schreiber, C-1/04, EU:C:2006:39³⁷）を確認する（本判決理由第29節～第31節）。

本判決は続いて、先例③（Judgment of 17 January 2006, Staubitz-Schreiber, C-1/04, EU:C:2006:39, para. 25）が2000年規則との関係で展開した議論は2005年規則の下でも妥当するとする。すなわち、申立て後の管轄の変更は、フォーラムショッピングを可能な限り阻止するという両規則の目標（2000年規則考慮事由第4節、2015年規則考慮事由第5節）に明白に矛盾する。それを認めると、債務者は、開始申立書の提出から開始裁判の発令までの間に、主たる利益の中心を他の加盟国に移転することによって、管轄と準拠法を決定しうることになってしまうであろう。また、管轄の変更は、国境を跨ぐ手続の効率と有効性の改善という両規則の目標（2000年規則考慮事由第3節・第8節、2015年規則考慮事由第4節・第8節）にも矛盾する。なぜなら、それは、債権者に、債務者がまさに短期間あるいは長期間、所在する地で、繰り返し債務者に対して対応することを強い、そのことによって、實際上、手続の引延しのおそれを生じさせるからである（本判決理由第32節）。

本判決はまた、2000年規則の下の先例（Judgment of 2 May 2006, Eurofood IFSC, C-341/04, EU:C:2006:281, para. 52³⁸）を引用しつつ、2015年規則3条1項から、唯一の主倒産手続だけが開始されることができ、それは当該規則が適用になるすべての加盟国で有効であるということになると指摘する（本判決理由第33節）。そして、倒産手続開始申立てを受けた裁判所は、2015年規則4条1項によって、職権で、3条による国際管轄が認められるかを審査しなければならず、3条によって管轄のある裁判所による倒産手続の開始は、19条1項によって、他のすべての加盟国において法律上当然に承認されるとされていることを指摘する（本判決理由第34節・第35節）。

36 この判決の詳細については、野村秀敏「主倒産手続開始国裁判所の否認訴訟の国際管轄の専属性」野村編著・前掲注(1) 249頁以下参照。

37 この判決の詳細については、安達栄司「ECの国際倒産手続法（2000年EC倒産手続規則）における管轄恒定の原則」野村＝安達編著・前掲注(7) 418頁以下参照。

38 この判決の詳細については、野村秀敏「EC倒産手続規則3条1項における主たる利益の決定基準」野村＝安達編著・前掲注(7) 425頁以下、木川裕一郎「国際倒産管轄」石川明＝石渡哲＝芳賀雅顯編『EUの国際民事訴訟法判例Ⅱ』293頁以下（信山社・2013年）参照。

以上を踏まえて、本判決は判旨のように帰結するが（本判決理由第36節）、最後に、イギリスのEU離脱にも言及する。すなわち、離脱条約67条3項cによると、移行期間末である2020年12月31日より前に主倒産手続が開始されていれば、その後であっても2015年規則の適用がある。本判決は、（申立てではなく）主倒産手続を開始する裁判を当てとし、イギリスで、これがそれ以前になされていれば、判旨のことが妥当するが、そうでなければ、そこに債務者が主たる利益の中心を有するドイツは、（イギリス手続開始後であっても）自由に主倒産手続を開始することができるとする（本判決理由第39節）。

【2021年補遺】

ブリュッセルIa規則第7条第2号、第11条第1項b 既出

第13条① 省略

② 被害者が保険者に直接提起する訴えについては、そのような直接的訴えが適法である限り、第10条、第11条及び第12条が適用される。

③ 省略

(15) 提供する役務の見返りに保険金請求権を譲り受けた事業者とブリュッセルIa規則11条1項b等（EU司法裁判所2021年10月21日判決——T.B. and D., Case C-393/20, ECLI:EU:C:2021:871³⁹⁾

【判旨】

- ① ブリュッセルIa規則13条2項・11条1項bは以下のように解釈される。交通事故の直接の被害者に、この事故の結果生じた損害との関連でした給付の見返りとして、事故加害者の保険者からの支払を要求するために、保険金請求権を取得した会社は、そのような債権を主張するという分野で何の事業活動もしていない場合でも、これらの規定を援用することはできない。
- ② ブリュッセルIa規則7条2号は以下のように解釈される。交通事故の被害者

39 本判決の判例研究として、Thode, jurisPR-VersR 10/2021, Anm. 1; Staudinger/Wünnerke, jurisPR-IWR 4/2021, Anm. 2; Danda, IPRax 2022, 24.

から、その本拠が事故地とは別の加盟国にある交通事故加害者の保険者に対して、不法行為又はこれに等しい行為に起因する訴えを事故地の加盟国の裁判所に提起するために、譲渡契約によって債権を取得した事業者は、その適用要件が満たされている限り——このことは、付託裁判所によって判断されるべきである——、この規定を援用することができる。

【事実の概要】

クラカウ（ポーランド）中央区裁判所が、2017年にポーランドで発生した交通事故の加害者の保険者である、デンマークの保険会社GI社に対する保険金請求訴訟を扱うこととなったところ、同裁判所の国際管轄が問題となった。基本手続の原告TBは、リスクの評価と損害の査定を業として行う企業家であるが、債権譲渡契約によって、交通事故の被害者から保険金請求権を取得した。他方、原告Dは、自動車修理と修理の間の代車の賃貸を営業分野とする有限会社であるが、やはり、債権譲渡契約によって、交通事故の被害者の保険金請求権を取得した。ただし、Dは、裁判上請求するために、そのような債権を買い入れることを主たる営業分野としているものではない。

ポーランド裁判所の管轄の根拠としては、ブリュッセルIa規則13条2項・11条1項bと7条2号とが問題とされており、上記裁判所は、これらに関わる問題をEU司法裁判所に付託した。

【解 説】

EU司法裁判所は、保険事件における保険契約者等の原告管轄を定めるブリュッセルIa規則11条1項bの射程を限定する傾向にあった。本判決は、基本事件の事案に関してもそれは適用されないとし、その傾向を一段と進めるとともに、当該事案にも同規則7条2号の不法行為地管轄の適用がありうることを確認したものである。

ブリュッセルIa規則11条1項bとの関連で、本判決はまず、保険事件の管轄の目的は、一般的な規律によるよりも有利な管轄規定によって弱者たる当事者を保護する点にある（同規則考慮事由第18節）とされていることを指摘する。そして、そのような目的から、先例（Judgment of 20 May 2021, CNP, C-913/19, EU:C:2021:399, para. 39⁴⁰）は、その管轄規定の適用は、その保護が正当化されない者との関係には及ばないとしているとする（本判決理由第32節）。そこで、それ自体弱者と考

40 この判決については、野村・前掲注(1)「概観(2021年)」205頁以下参照。

えられうる被害者の権利の譲受人が、上記11条1項b・13条2項の特別管轄規定を援用しうるとしても、それらの間で、そのいずれも他方との関係で弱者の立場にあるとは見做されえない保険セクターの事業者間の関係においては、いかなる特別な保護も正当化されないことになる（Judgments of 31 January 2018, Hofsoe, C-106/17, EU:C:2018:50, para. 42⁴¹, and of 20 May 2021, CNP, C-913/19, EU:C:2021:399, para. 40）。それ故、TBは、そのような債権の譲受人として、保険金請求の分野で事業活動をしているから、保険者との関係で弱者と見ることは正当化されないとする（本判決理由第33節・第35節）。

他方、Dに関しては、その主たる事業活動は自動車の修理と代車の賃貸にあるが、本判決は、ポーランドでは、交通事故の被害者が、修理工場と代車を賃貸する業者の役務の見返りに、工場や業者が加害者の民事責任保険の枠内において保険金請求権の譲渡を受け、加害者の保険者に直接、損害賠償を請求するのが、普通の実務となっていることを指摘する（本判決理由第36節・第37節）。すると、工場や業者は、日常的に、そこから収益を得て、保険セクターとの緊密な関係を結んでいることになり、したがって、保護が必要な弱者とは見られないことになると帰結する（本判決理由第39節）。そして、その者の事業規模が小さいとか、資力が乏しいとか、あるいは、その者にとって保険金の取立てという活動が付随的なものに過ぎないという事情は、ケースバイケースの判断になって、法的安定性と管轄の予見可能性を害する（Judgment of 31 January 2018, Hofsoe, C-106/17, EU:C:2018:50, para. 45）と付言する（本判決理由第40節・第41節）。

最後に、本判決は、先例（Judgment of 20 May 2021, CNP, C-913/19, EU:C:2021:399, para. 46）が、他方との関係での弱者が存在しないとの理由で保険事件の特別管轄規定が適用されない場合、保険事件が問題となっても、その適用要件が満たされていれば、ブリュッセルIa規則7条2号が適用されうるとしている旨を確認し、それは基本手続の事案でも当てはまりうるとする（本判決理由第50節・第52節）。

41 この判決については、野村編著・前掲注(1) 417頁以下参照。